

仕様書

1. 業務名:

令和元年度 エコアイランド宮古島に係るガバメントクラウドファンディング業務

2. 背景

本市は持続可能な島づくりを目指し、エコアイランド宮古島宣言を行い、様々な取り組みを進めている。宮古島の自然や文化などの資源を未来へ継承していきたいという、市民や観光客など、様々な人たちの想いを繋げていくことにより、持続可能な島づくりの取り組みをさらに広げていくことを目指し、エコアイランド宮古島のブランド化に取り組んでいる。

近年、観光客数が急増しており、地域経済が活性化する一方で、オーバーツーリズムの懸念が広がりつつある。市民と観光客がともにこの島の貴重な自然を守り、いつまでもその恩恵を受けられるよう、エコアイランド構想を基軸とした新たな取り組みが求められている。

3. 実現したい事業の内容

観光客の増加に伴い、自然環境への負荷が増大する懸念がある中、観光客とともに、島の貴重な自然を維持し、持続可能な島づくりを進めていくため、観光客に対して自然環境等に配慮した過ごし方、楽しみ方や守るべきマナー等を周知するツールを開発する。本事業は、委託して実施するものとし、委託先は、別途公募により事業者を選定する。

4. 業務の内容

上記事業を実現するための資金をガバメントクラウドファンディング(GCF)により調達するため、以下の業務を行う。

(1)ウェブページの構築

受託事業者は、自社ウェブページに当該 GCF に係るクラウドファンディングページを構築する。

(2)寄付金の受付

受託事業者は、寄付金の受付を行うとともに、市が寄付の受付状況を確認できるよう仕組みを構築する。

(3)寄付金の引渡等

受託事業者は、寄附者からの寄附金を市に代わって収納し、クラウドファンディングが成立した場合には、市に対して寄附金を引き渡す。また、寄附者との連絡や返礼品送付等に必要な寄附者に関する情報を収集し、市に提供する。

(4)成立に向けたサポート

GCF の成立に向けて、プロジェクトの立案等に対して、可能な限りサポートを行う。

(5)その他

その他、必要な事項については、市と受託事業者が協議の上、実施するものとする。

5. 手数料の取扱い

(1)手数料の取扱い

本 GCF は、目標額に到達した場合に限り、成立するものとする。業務に係る委託料は生じず、成立した場合、市は受託事業者には手数料を支払うものとする。

(2)GCF が成立した場合

GCF が成立した場合、寄付金額の 17% (消費税別) を上限として、市は受託事業者には手数料を支払う。なお、寄付目標額の規模は、最大で 3,270 千円程度を想定しており、この範囲内で 2～3 段階の目標額設定を可能とする。

(3)GCF が成立しなかった場合

GCF が成立しなかった場合、集まった寄付金については、受託事業者の責任において返金し、生じた費用についても受託事業者の負担とする。

6. 委託業務の期間

契約締結日の翌日から令和元年 12 月 27 日 (金)

7. 委託業務の成果物

成果報告書 (紙媒体: 正 1 部、副 1 部) を提出する。

8. その他

消費税の取扱いに関しては、本業務の完了時期が 10 月以降となることから、10% として取り扱うものとする。

その他、必要に応じて協議の上、取扱いを取り決めるものとする。

以上